

議案第69号

三田市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

三田市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市志手原

氏 名 西 本 均

令和3年9月17日提出

三田市長 森 哲 男

(提案理由)

三田市農業委員会委員 中 則雄 氏の死去に伴い、後任委員を任命する必要があるため。

(参考)

三田市農業委員会委員一覧表

氏 名	住 所	備 考
前 仁 司	兵庫県三田市貴志	
東 和 田 丈 之	兵庫県三田市川除	認定農業者
笠 谷 啓	兵庫県三田市加茂	認定農業者
平 松 久 恵	兵庫県三田市上井沢	

なか 中	ひろ 博	あき 明	兵庫県三田市乙原	認定農業者
どう 堂	もと 本	けい 啓	じ 次	兵庫県三田市小柿
こ 古	でら 寺	たか 隆	ひこ 彦	兵庫県三田市波豆川
なか 中	にし 西	しん 信	いち 一	兵庫県三田市西相野
ほり 堀	よし 芳	あき 彰		兵庫県三田市藍本
お 尾	がや 栢	みのる 稔		兵庫県三田市上本庄
みぞ 溝	ばた 畠	あきら 晃		兵庫県三田市東本庄
なか 中	しま 島	とし 稔	ひこ 彦	兵庫県三田市狭間が丘二丁目

農業委員会等に関する法律

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、次の各号に掲げ

る者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者(農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- (1) 認定農業者である個人
- (2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。